

■東ティモールの土地関連法に関する現地調査を実施しました

平成29年7月29日（土）から同年8月9日（水）まで、東ティモール民主共和国の首都ディリ、アイナロ県等に、同国の土地関連法に関する調査を実施するため、当部から、大西宏道教官、岩井具之教官、鎌田真梨子事務官が訪問しました。

同国は、2002年の独立回復以降、土地の私有について様々な議論がなされた結果、本年2月に土地の私有を認める内容を含むいわゆる土地法が国民議会を通過し、本年9月から施行される予定となっています。

国際協力部では、これまで、調停法等、東ティモールにおける土地をめぐる紛争の処理方法等について、法整備支援活動を実施してきました。

今回の現地調査では、今後も効果的に法整備支援を行うための情報を収集する目的で、東ティモール司法省法律諮問立法局を中心に、同省の土地法制及び土地紛争処理に関係する各部局、東ティモールにおいて土地紛争について研究を行っているNGO団体、国連開発計画（UNDP）や他国の支援機関等を訪問して協議を行い、土地紛争やその処理方法に関する実情を調査することができました。



【司法省土地登録地籍調査局長，地方局の各局長等との協議の様子】



【現地NGOネットワークとの協議の様子】



【司法省法律諮問立法局職員との集合写真】